

公営企業健全化計画

(山梨市公共下水道事業)

計 画 期 間 平成19年度 ~ 平成23年度

山梨市役所 下水道課

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：公共下水道事業特別会計

事業名	公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業		
事業開始年月日	平成元年7月1日	地方公営企業法の適用・非適用	適用 非適用
団体名	山梨市	職員数 (H19. 4. 1現在)	9人
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費 (百万円)	(H18) 890.0円	公営企業債現在高 (百万円)	10,304
累積欠損金 (百万円)	0	利益剰余金又は積立金 (百万円)	0
不良債務 (百万円)	0	財政力指数	(H18) 0.444
資金不足比率 (%)	0	実質公債費比率 (%)	(H19) 16.5
		経常収支比率 (%)	(H18) 87.6

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 該当なし
[合併期日：平成17年3月22日 合併前市町村：旧山梨市・旧牧丘町・旧三富村] 本市は、秩父多摩甲斐国立公園の一画をなし笛吹川源流域に位置していることから河川等の水質保全是最重要の課題として位置づけられている。下水道事業の取り組みとして、合併により旧山梨市の「公共下水道事業」と、旧牧丘町の「特定環境保全公共下水道事業」の2事業を統合して平成18年度より「下水道事業特別会計」として各下水道整備計画に基づき整備を実施している。また、笛吹川の最上流に位置している旧三富村は「特定地域生活排水処理施設整備事業」として戸別合併処理浄化槽の設置整備を実施している。合併後新市においては、旧市町村の計画を尊重しこれら計画を新市が引き継ぐこととして、旧市町村単位をそれぞれの事業実施区域に位置づけて事業展開することとしている。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にしを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	山梨市下水道事業特別会計健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	山梨市長 中村 照人
既存計画との関係	「第1次山梨市行政改革大綱（計画年度・平成17年～平成21年）」の行政改革推進と相関性があり、また、本市最上位計画である「第1次山梨市総合計画」のまちづくり指標目標達成に向けた一つの実施計画に位置づけられる。
公表の方法等	計画策定後は、広報誌・市HPにて広く市民に公表し議会に対して計画の説明及び進捗状況等報告し、平成20年3月広告予定である。地域審議会に対しても財政運営健全化対策の観点から本計画を説明することとしている。
基本方針	本計画は、下水道事業の健全経営を目指し策定するものである。下水道事業は、新市においても過去からの建設企業債が過大であることなどにより、一般会計からの繰出金額が膨らみ、市全体の財政状況を圧迫している要因の一つに挙げられている。 課題 自主財源の確保 普及率の向上 公債費について 建設事業費について

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等 公共・特環

(単位：百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	57.0	181.0	114.0	352.0
	補償金免除額	9.0	41.0	21.0	71.0
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	82.0	170.0		252.0
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	181.0	122.0	67.0	369.0

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	公共下水道事業	36,674	142,029	113,440	292,143
	特定環境公共下水道	19,788	38,617		58,405
合 計 (A)		56,462	180,646	113,440	350,548
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債	公共下水道事業	81,535	170,086		251,621
合 計 (A)		81,535	170,086		251,621
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	公共下水道事業	161,520	116,714	66,095	344,329
	特定環境公共下水道	11,505			11,505
合 計 (A)		173,025	116,714	66,095	355,834
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

財政状況の分析

区 分	内 容																
財務上の特徴	<p>「本市の位置と特徴」 本市は、甲府盆地の東部に位置し県内4番目の面積289.87Km²の広さを有している。市のほぼ中央を笛吹川が縦断し、北部は山岳地帯、南部は笛吹川右岸が丘陵地帯、左岸が平坦地帯として広がっているが、市全体の8割以上が山林原野となっている。人口構成(H17.10月現在)は、14歳までの年少人口割合が14%(県平均14.7%)、15歳から64歳までの生産年齢人口が61.5%(県平均63.7%)、65歳以上の高齢人口が24.5%(県平均21.6%)と少子高齢化が進行しており、その傾向は県内平均を上回っている状況である。産業構造は、農業を基盤産業として全国有数の果樹地帯として発展してきたが、農家数及び農業祖生産額とも年々急激な減少傾向を示している。</p> <p>「財政状況」 平成17年3月22日の合併により、旧三市町村の特別会計が新山梨市の特別会計として統一された。事業計画に基づき整備しているが、過去からの積極的な公共下水道事業の推進により事業展開を行ってきたが、建設企業債が過大となっており一般会計からの繰出し金が膨らみ、市全体の財政状況を圧迫している要因の一つとされている。</p>																
財政運営課題	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">課 題</td> <td style="text-align: center;">- 自主財源の確保 -</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合併時において、料金確保が課題となっていた旧山梨市と旧牧丘町の使用料について、平成18年度に下水道審議会に諮問し使用料の統一・使用料の見直しをする答申をいただき、平成19年4月1日より使用料の料金改定を行った。このことにより、合併時より料金収入の増加が見込まれるが、加入促進が課題となっている。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課 題</td> <td style="text-align: center;">- 普及率の向上について -</td> </tr> <tr> <td colspan="2">公共下水道区域内において面整備をする際、下水道への加入を工事前と完了後に各地域ごと受益者負担金・排水設備等の説明会を実施し理解を得ているところであるが、一人世帯・高齢者世帯等については、資金不足のため下水道への加入が厳しい状況であり、また、全国有数の果樹地帯として発展してきた農業についても不安定な農業収入や後継者不足等により非常に厳しい状況が今後も続くと考えられる。 加入促進や料金滞納の未然防止等実施するため、昨年より専門の推進員を雇用し未接続世帯を訪問することにより下水道の加入啓蒙活動を行い理解を得る努力を行っている。 (加入率 H16:36.5% H17:38.5% H18:40.4% H19:42.6%)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課 題</td> <td style="text-align: center;">- 公債費について -</td> </tr> <tr> <td colspan="2">旧山梨市が昭和54年より、旧牧丘町が平成元年より事業着手しているが、過去からの建設企業債が過大であり、一般会計からの繰出し金額が膨らみ市全体の財政状況を圧迫している要因の一つに挙げられているので、今後、公債費の平準化や起債額の縮減等を図ることが課題となっている。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課 題</td> <td style="text-align: center;">- 建設事業費について -</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業着手時より確実に整備面積・整備率は向上しているが、過去からの建設企業債が過大であるため、市の財政状況を圧迫していることから整備期間を延長しても単年度の建設事業費の縮小を検討し健全経営を図る必要がある。</td> </tr> </table>	課 題	- 自主財源の確保 -	合併時において、料金確保が課題となっていた旧山梨市と旧牧丘町の使用料について、平成18年度に下水道審議会に諮問し使用料の統一・使用料の見直しをする答申をいただき、平成19年4月1日より使用料の料金改定を行った。このことにより、合併時より料金収入の増加が見込まれるが、加入促進が課題となっている。		課 題	- 普及率の向上について -	公共下水道区域内において面整備をする際、下水道への加入を工事前と完了後に各地域ごと受益者負担金・排水設備等の説明会を実施し理解を得ているところであるが、一人世帯・高齢者世帯等については、資金不足のため下水道への加入が厳しい状況であり、また、全国有数の果樹地帯として発展してきた農業についても不安定な農業収入や後継者不足等により非常に厳しい状況が今後も続くと考えられる。 加入促進や料金滞納の未然防止等実施するため、昨年より専門の推進員を雇用し未接続世帯を訪問することにより下水道の加入啓蒙活動を行い理解を得る努力を行っている。 (加入率 H16:36.5% H17:38.5% H18:40.4% H19:42.6%)		課 題	- 公債費について -	旧山梨市が昭和54年より、旧牧丘町が平成元年より事業着手しているが、過去からの建設企業債が過大であり、一般会計からの繰出し金額が膨らみ市全体の財政状況を圧迫している要因の一つに挙げられているので、今後、公債費の平準化や起債額の縮減等を図ることが課題となっている。		課 題	- 建設事業費について -	事業着手時より確実に整備面積・整備率は向上しているが、過去からの建設企業債が過大であるため、市の財政状況を圧迫していることから整備期間を延長しても単年度の建設事業費の縮小を検討し健全経営を図る必要がある。	
課 題	- 自主財源の確保 -																
合併時において、料金確保が課題となっていた旧山梨市と旧牧丘町の使用料について、平成18年度に下水道審議会に諮問し使用料の統一・使用料の見直しをする答申をいただき、平成19年4月1日より使用料の料金改定を行った。このことにより、合併時より料金収入の増加が見込まれるが、加入促進が課題となっている。																	
課 題	- 普及率の向上について -																
公共下水道区域内において面整備をする際、下水道への加入を工事前と完了後に各地域ごと受益者負担金・排水設備等の説明会を実施し理解を得ているところであるが、一人世帯・高齢者世帯等については、資金不足のため下水道への加入が厳しい状況であり、また、全国有数の果樹地帯として発展してきた農業についても不安定な農業収入や後継者不足等により非常に厳しい状況が今後も続くと考えられる。 加入促進や料金滞納の未然防止等実施するため、昨年より専門の推進員を雇用し未接続世帯を訪問することにより下水道の加入啓蒙活動を行い理解を得る努力を行っている。 (加入率 H16:36.5% H17:38.5% H18:40.4% H19:42.6%)																	
課 題	- 公債費について -																
旧山梨市が昭和54年より、旧牧丘町が平成元年より事業着手しているが、過去からの建設企業債が過大であり、一般会計からの繰出し金額が膨らみ市全体の財政状況を圧迫している要因の一つに挙げられているので、今後、公債費の平準化や起債額の縮減等を図ることが課題となっている。																	
課 題	- 建設事業費について -																
事業着手時より確実に整備面積・整備率は向上しているが、過去からの建設企業債が過大であるため、市の財政状況を圧迫していることから整備期間を延長しても単年度の建設事業費の縮小を検討し健全経営を図る必要がある。																	
留意事項																	

注1 「財務上の特徴」欄は、人口や産業構造、財政構造や地域特性等を踏まえて記載すること。また、財政指標等について、経年推移や類似団体との水準比較などをし、各自工夫の上説明すること。

2 「財政運営課題」欄は、税収入の確保、給与水準・定員管理の適正合理化、公債負担の健全化、公営企業繰出金の適正運用、地方公社・第三セクターの適正な運営等、団体が認識する財政運営上の課題及びその具体的施策について、優先度の高いものから順に記載する。また、財政運営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「財政運営課題」で取り上げた項目の他に、財政運営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

今後の経営状況の見通し（ 法非適用企業）

（ 1 ）収益的収支、資本的収支（ 公共下水：特定環境）

（単位：百万円，％）

年 度		平成14年度 (計画前5年度) (決 算)	平成15年度 (計画前4年度) (決 算)	平成16年度 (計画前3年度) (決 算)	平成17年度 (計画前々年度) (決 算)	平成18年度 (計画前年度) (決 算 見 込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	326	336	490	501	504	485	489	494	498	502	
	(1) 営 業 収 益 (B)	156	160	185	181	199	206	214	223	231	239	
	ア 料 金 収 入	139	144	168	163	180	187	195	203	211	219	
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ウ そ の 他	17	16	17	18	19	19	19	20	20	20	
	(2) 営 業 外 収 益	170	176	305	320	305	279	275	271	267	263	
	ア 他 会 計 繰 入 金	146	154	294	313	279	276	272	268	264	260	
	イ そ の 他	24	22	11	7	26	3	3	3	3	3	
	収 益 的 支 出	2 総 費 用 (D)	529	538	491	534	502	505	490	473	454	436
		(1) 営 業 費 用	190	211	172	224	200	201	203	205	206	206
		ア 職 員 給 与 費	27	37	22	33	23	23	25	25	26	26
		ウ ち 退 職 手 当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		イ そ の 他	163	174	150	191	177	178	178	180	180	180
		(2) 営 業 外 費 用	339	327	319	310	302	304	287	268	248	230
		ア 支 払 利 息	339	327	319	310	302	304	287	268	248	230
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
イ そ の 他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		203	202	1	33	2	20	1	21	44	66	
資 本 的 収 入		1 資 本 的 収 入 (F)	1,437	1,334	1,231	1,314	1,136	1,390	1,720	1,442	899	895
		(1) 地 方 債	538	438	474	525	486	748	1,096	814	370	370
		(2) 他 会 計 補 助 金	489	537	452	472	412	405	406	404	340	337
		(3) 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	320	310	239	270	198	195	175	180	150	150	
	(6) 工 事 負 担 金	90	49	66	47	40	42	43	44	39	38	
	(7) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	2 資 本 的 支 出 (G)	1,436	1,334	1,231	1,314	1,133	1,363	1,692	1,399	887	873	
	(1) 建 設 改 良 費	967	813	679	724	534	475	455	452	342	342	
	ウ ち 職 員 給 与 費	52	45	49	36	42	42	43	44	44	44	
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	468	520	552	590	599	888	1,237	947	545	531	
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(5) そ の 他	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	1	0	0	0	3	27	28	43	12	22		
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	202	202	1	33	5	7	27	64	56	88		
積 立 金 (K)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	2	2	2	15	0	0	0	0	0	0		
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	200	200	1	18	5	7	64	56	88	88		
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
実 質 収 支 黒 字 (P)	0	0	1	0	5	7	64	56	88	88		
(N)-(O) 赤 字 (Q)	200	200	0	18	0	0	0	0	0	0		
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	32.7	31.8	47.0	44.6	45.8	34.8	28.3	34.8	49.8	51.9		
地 方 財 政 法 施 行 令 第 20 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	156	160	185	181	199	206	214	223	231	239		
資 金 不 足 比 率 ((R)/(S)×100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
積 立 金 現 在 高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
企 業 債 現 在 高	10,326	10,508	10,459	10,417	10,304	10,164	10,023	9,890	9,715	9,554		
ウ ち 建 設 改 良 費 ・ 準 建 設 改 良 費 に 係 る も の	10,326	10,508	10,459	10,417	10,304	10,164	10,023	9,890	9,715	9,554		
ウ ち そ の 他 に 係 る も の	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

（ 2 ）他会計繰入金

（単位：百万円）

年 度		平成14年度 (計画前5年度) (決 算)	平成15年度 (計画前4年度) (決 算)	平成16年度 (計画前3年度) (決 算)	平成17年度 (計画前々年度) (決 算)	平成18年度 (計画前5年度) (決 算)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 支 分	収 益 的 収 支 分	146	154	294	313	279	276	272	268	264	260
	ウ ち 基 準 内 繰 入 金	37	35	30	30	29	27	26	26	25	25
	ウ ち 基 準 外 繰 入 金	109	119	264	283	250	249	246	242	239	235
	ウ ち 料 金 収 入 に 計 上 す べ き 繰 入 等										
	ウ ち 赤 字 補 て ん 的 な も の	109	119	264	283	250	249	246	242	239	235
資 本 的 収 支 分	資 本 的 収 支 分	489	537	452	472	412	405	406	404	340	337
	ウ ち 基 準 内 繰 入 金	78	79	88	93	79	76	76	78	68	68
	ウ ち 基 準 外 繰 入 金	411	458	364	379	333	329	330	326	272	269
	ウ ち 赤 字 補 て ん 的 な も の	411	458	364	379	333	329	330	326	272	269

(3) 経営指標等

公共：特環

(単位：%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資金不足比率	(%) (再掲)										
料金回収率	(%)	15.1	16.0	17.4	16.5	20.5	22.4	24.6	26.9	29.5	32.2
総収支比率(法適用)	(%)										
経常収支比率(法適用)	(%)										
営業収支比率(法適用)	(%)										
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)										
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	32.7	31.8	47.0	44.6	45.8	34.8	28.3	34.8	49.8	51.9
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)										
繰入金比率	収益的収入分	44.8	45.8	60.0	62.5	55.4	56.9	55.6	54.3	53.0	51.8
	うち基準内繰入金	11.4	10.4	6.1	6.0	5.8	5.6	5.3	5.3	5.0	5.0
	うち基準外繰入金	33.4	35.4	53.9	56.5	49.6	51.3	50.3	49.0	48.0	46.8
	うち料金収入に計上すべき繰入等										
	うち赤字補てん的なもの	33.4	35.4	53.9	56.5	49.6	51.3	50.3	49.0	48.0	46.8
	資本的収入分	34.0	40.3	36.7	35.9	36.3	33.5	32.4	35.8	37.8	37.7
	うち基準内繰入金	5.4	5.9	7.2	7.1	7.0	6.3	6.1	6.9	7.5	7.6
	うち基準外繰入金	28.6	34.4	29.5	28.8	29.3	27.2	26.3	28.9	30.3	30.1
うち赤字補てん的なもの	28.6	34.4	29.5	28.8	29.3	23.7	19.2	22.6	30.3	30.1	

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率(%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率(%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率(%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率(%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率(%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率(%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率)(%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率(%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率(%) = 供給単価 1 / 給水原価 2 × 100

1 供給単価(円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)2 給水原価(円/m³) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)
但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率(%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方(前提条件)
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	使用料の改定を平成19年4月より行い、この影響額について反映させている。 更に3年から5年後に料金改定を行うこととし、使用料に改定見込み分として増加見込みをたてている。
2 他会計繰入金の見込み	公債費の償還ピークが過ぎ、更に事業費の平準化を図ることとしていることから基準外の繰入金が減少することとなる。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定(前提条件)について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	平成22年4月1日を終期とする集中改革プランの職員数削減の数値目標を15%（国が示す目標数値は4.6%となっている）とし、職員の削減に伴う人件費総額の削減に努めることとしている。なお、平成17年度に「山梨市職員定員適正化計画」を策定し徹底した職員定員管理を行っているが、職員数については集中改革プランによるものと同じ目標数値としている。
地方公務員の職員数の純減の状況	平成17年3月22日の合併以降、山梨市行財政改革大綱に基づいた事務事業の見直し、指定管理者制度導入を含めた民間委託の推進、市民との協働活動、臨時職員等の活用や人材育成など効率的な職員配置を進めながら計画的に職員数の削減に取り組んでおり、平成17年度に「山梨市職員定員適正化計画」徹底した職員定員管理を行い、集中改革プランの職員削減数の数値目標を15%（国が示す目標数値は4.6%となっている）とし、職員の削減に伴う人件費総額の削減に努めることとしている。 平成18年度現在、目標としている計画以上の職員削減実績を上げている。
給与のあり方	平成17年度人事院勧告に伴う給与構造改革で示された年功的な給与上昇要因を抑制し、職務・職責や勤務実績に応じた給与制度に移行できるよう研究を進めていく。
国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	給与構造改革に伴う給料表及び給料制度を平成18年4月1日から実施している。 なお、地域手当については、本市は支給対象地域ではないことから支給していない。
技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	「技能労務職員等の給与等の総合的な点検の実施について」の趣旨を踏まえ、一般職員との均衡を保ちながら適正な給与水準に努めることとしている。
退職時特昇等退職手当のあり方	定年退職、勲奨退職時の特別退職時の特別昇給は廃止している。 退職手当での支給については、山梨県市町村総合事務組合に事務委託を行い、山梨県市町村事務組合退職手当条例に基づき支給し、組合加入することで退職金支給の平準化をはかっている。
福利厚生事業のあり方	職員の保健、元気回復などの福利厚生事業の点検を実施し、職員互助会への補助金についても見直しを行うこととしている。市では山梨県市町村職員共済組合の定款により職員の給料総額等の総額に負担金率を乗じた額を負担金として共済組合に払い込んでいる。
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	合併以後本市では、私立「牧丘病院」のしてい管理者制度導入や委託料の見直しなど民間活力を導入した様々な取り組みがなされた。 また、PFIの活動については、今後、導入に向けた手法等の検討が現在なされているところである。
維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	普通会計においては、昼間の消灯やクールビズ対応による執務室の温度調節など積極的に取り組んでいる。 下水道会計においても普通会計同様に、委託料等については、民間委託していた測量・設計は職員により実施し、また維持管理に伴う軽微な修繕・補修等も職員で対応し経費削減を図るとともに、今後老朽化してくる各施設維持管理については職員自らの管理体制を徹底し経費の節減を図ることとする。
指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	普通会計では指定管理者制度の導入により、民間ノウハウの活用及び公の施設の維持管理業務の経費削減と住民サービスの維持・向上を行っているが、下水道事業においても積極的に民間活用を図る検討を行うこととしている。 なお、PFIの活用については、施設建設計画時に導入するなど、現在その手法等検討している。

経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
<p>3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保</p> <p>料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組 課題</p>	<p>適正料金の設定を念頭に平成19年4月より料金改定を実施。 未加入世帯への啓蒙活動による収入は、3人加入を促すことで、過去の実績より20万とした。 修繕費は軽微なものは職員が直接行うことによる見込みを改善額とした。</p> <p>料金の見直しについては、上記のとおり平成19年に改定を行ったが、今後も3年から5年後に見直しを行い料金適正化に資することとしている。</p>
<p>4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入</p> <p>経営健全化や財務状況に関する情報公開</p> <p>行政評価の導入</p>	<p>市設置掲示板、市発行の広報誌及びHPを通し行政改革・財政状況の進捗状況等広く市民に公開し、また、市役所本庁者では市の状況がわかる専用コーナーを設置し透明性の高い行政運営を図ることとしている。</p> <p>地方自治法第243条の3第1項及び山梨市財政状況の作成及び公表に関する条例に基づき、すべての会計における期間的執行状況の公表を行っている。また、各会計における状況、主要な施策、決算の状況等HPや広報誌などを通して広く市民に啓発しているが、今後、これら連結した新たな指標として作成し公表することに向けた取り組みを行うとともに、本計画についても広く市民に公表することとしている。</p> <p>平成17年度から導入に向けた検討を行い、平成18年度試行的に評価し、平成19年度より本格稼働した。評価制度のシステムは、PDCAサイクルを機能的にまわし、評価結果を翌年度予算へ反映させるとともに総合計画の実施計画の進行管理を実施することとしている。なお、評価結果については、年度始めに前年度結果をHPや市広報誌等を通じて公表していく。</p>
<p>5 その他 課題</p>	<p>専門の推進員を雇用し未接続世帯を訪問し下水道加入に伴う啓蒙活動の強化をさらに図っていく。（下水道加入の手続き・使用料金・排水設備指定工事店等についての問い合わせがあり啓蒙活動の効果が上がっていると推測される）過去からの建設企業債が過大になっており、一般会計からの繰出し金が膨らみ市全体の財政状況を圧迫している要因の一つに挙げられるので公債費の平準化を図る。確実に整備面積・整備率は向上しているが健全経営の観点から整備期間を延長しても、建設事業費の縮小を検討し健全経営を図る。</p>

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	職員数は、市町村合併により適正配置が行われたことにより、合併以前と比較すると大幅な減少となった。今後も現行配置職員数を保持し、各種事務事業が停滞することがないように行う方針である。なお、人件費総額の削減対策としては、恒常的な超過勤務に対する見直し（勤務体制の見直し含む）による手当ての削減やその他手当ての見直しにより削減を図ることとする。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	下水道事業における料金収納率は、他と比較しても高い水準となっている。今後ともこの料金収納率を堅持することとする。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	一般会計からの基準外繰出し金のほとんどが起債償還に係るものとなっている。公債費の償還ピークは過ぎたとはいえ大きな額の公債費があることから、今後、各年度における借入額を抑制し事業の平準化を図ることにより借入額を抑制することとしている。
4 その他	

注1 上記各項目には、 で採り上げた経営課題に対応する取組として に掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、 の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除(見込)額）であり、 の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

線上償還に伴う経営改革促進効果(つづき)

2 年度別目標等

(5) 下水道事業 (公共下水道・特定環境下水道)

単位:千円

区分	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画2年度)	平成21年度 (計画3年度)	平成22年度 (計画4年度)	平成23年度 (計画5年度)	計画合計
収入の確保	処理区域内人口(人)	6,651	13,696	14,353	15,176	15,714		16,387	17,037	17,705	18,409	19,094	
	A 増減	-	7,045	538	823	538	9,063	673	650	638	704	685	3,380
	水洗便所設置済人口(人)	3,900	8,191	9,148	9,914	10,549		11,335	12,061	12,800	13,544	14,322	
	B 増減	-	4,291	957	766	635	6,649	786	726	739	744	778	3,773
	水洗化率(%)	34	36	36	38	40		42	44	46	48	50	
	C 増減	-	2	0	2	2	6	2	2	2	2	2	10
	有収水量(m ³)	1,409,331	1,639,477	1,686,217	1,831,536	1,983,044		2,042,535	2,103,811	2,166,925	2,231,932	2,298,889	
	D 増減	-	230,146	46,740	145,319	151,508	573,713	59,491	61,276	63,114	65,007	66,953	315,841
	使用料単価(円/m ³) (使用料収入/有収水量)	99	88	100	89	91		92	93	93	94	95	
	E 増減	-	11	1	2	2	1	1	2	2	3	4	12
料金改定率(%) (料金改定実施年度に記載)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
F 増減	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
収納率(%)	97	97	98	98	98		99	99	99	99	99		
G 増減	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1
その他	H 増減	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
経営の効率化	職員1人当たりの営業収益(千円)	14,116	13,387	18,693	20,102	21,967		23,861	25,785	27,739	29,723	31,737	
	増減	-	729	5,306	1,409	1,865	7,851	1,894	1,924	1,954	1,984	2,014	9,670
	職員数(人)	11	12	9	9	9		9	9	9	9	9	
	増減	-	1	3	-	-	2	-	-	-	-	-	-
	管理運営費(千円)	997,983	1,059,355	1,042,711	1,124,522	1,100,820		1,122,836	1,134,064	1,145,405	1,156,859	1,168,428	
	I 増減	-	61,372	46,644	111,811	23,702	102,837	22,016	11,228	11,341	11,454	11,569	67,608
	処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円) (I/A)	150	77	71	74	70		72	73	73	74	74	
	J 増減	-	73	6	3	4	68	2	1	-	1	-	4
	汚水処理原価(円/m ³) (汚水処理経費/有収水量)	602	557	518	533	484		450	419	390	363	338	
	K 増減	-	5	39	15	49	4	3	1	-	1	-	5
汚水処理原価(維持管理費)(円/m ³) (汚水処理経費(維持管理費)/有収水量)	135	129	102	122	101		110	110	115	120	125		
L 増減	-	6	27	20	21	34	9	-	5	5	5	24	
その他	M 増減	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
使用料回収率(%) (E/K×100)	15	16	17	17	21		22	25	27	30	32		
増減	-	2	-	1	-	-	6	3	2	2	3	-	
累積欠損金比率(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
増減	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
企業債現在高(百万円)	10,326	10,509	10,459	10,417	10,304		10,164	10,023	9,890	9,715	9,554		
増減	-	183	50	42	113	-	140	141	133	171	161	-	
収入の確保	使用料収入	139,000	144,000	168,000	163,000	180,000		187,200	194,700	202,500	210,600	219,000	
	改善額	-	5,000	24,000	0	17,000	46,000	7,200	14,700	22,500	30,600	39,000	114,000
	有収水量の増加	-	5,000	24,000	0	17,000	46,000	4,400	10,000	15,700	21,600	27,700	79,400
	使用料の適正化	-	-	-	-	-	-	1,800	3,700	5,800	8,000	11,000	30,300
	収納率の向上	-	-	1	-	-	1	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	5,000
その他(未加入世帯への啓蒙活動による収入)	-	-	-	-	50	50	200	200	200	200	200	200	
改善額	-	-	-	-	50	50	200	200	200	200	200	1,000	
経営の効率化	管理運営費	997,983	1,059,355	1,042,711	1,124,522	1,100,820		1,122,836	1,134,064	1,145,405	1,156,859	1,168,428	
	うち職員給与と費中の退職手当を除いたもの	78,612	82,584	70,977	68,766	64,643		65,000	68,000	69,000	70,000	70,000	
	改善額	-	-	11,607	-	-	11,607	-	-	-	-	-	-
	職員給与と費の適正化	-	-	11,607	-	-	11,607	-	-	-	-	-	-
	維持管理費(上記以外)の適正化	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	うち職員給与と費中の退職手当	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他(維持管理経費削減) 単位:千円	-	-	-	-	-	-	100	100	100	100	100	100
改善額	-	-	-	-	-	-	100	100	100	100	100	500	
計画前5年度改善額 合計							57,657	改善額 合計					115,500

計画前年度において使用料単価150円/m³(20m³当たり3,000円)未満(処理原価が150円/m³未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記載し、当該適正化による増収額を記載すること。

(参考) 補償金免除額 71,000

収入の確保、その他 の例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

経営の効率化、その他 の例:建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など、建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組みについて)

使用料適正化の考え方 合併に伴う下水道料金の適正化を図るため、審議会に諮問し料金改定を行った。今後も料金適正化のため3～5年後に使用料の見直しを実施する方針である。

民間委託の取組状況 臨時職員により、未加入世帯を対象に加入促進の啓蒙活動の実施。

その他に記載された項目に関する取組等: 委託料等については、民間委託していた測量・設計は職員により実施し、また維持管理に伴う軽微な修繕・補修等も職員で対応し経費削減を図る。